大牟田市

協働のまちづくり推進条例

平成２８年４月１日施行

ハンドブック

みんなで力を合わせまちづくりを推進しましょう！



まちづくりの主役は市民の皆さんです！

大牟田市協働のまちづくり推進条例は「まちづくりの主役は市民であることを実感でき、心豊かで活気と魅力のある地域社会の実現」を図るための原動力となる基本原則です。

大牟田市

1　協働のまちづくり推進条例とは

「協働のまちづくり推進条例」って何？

大牟田市協働のまちづくり推進条例は、市民の皆さんと市との協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくりの理念（あるべき姿）や協働の担い手となる市民と市などの役割、協働のまちづくりを推進するための仕組みなどの基本となるルールを定めたものです。

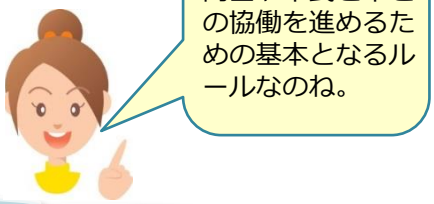

「協働のまちづくり」って何？

「協働のまちづくり」とは、市民にとって住み良いまちを創り上げるために、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業者、市といった様々なまちづくりの主体が、それぞれに責任と役割を分担しながら、互いの不足するところを補いあって、「自助」、「共助」、「公助」の取り組みを進めることです。

地域の様々な課題を解決しようとしても、公的な行政サービスだけで地域の全ての課題を解決することはできません。また、市民の皆さんだけでできることも限られてきます。そこで、市民の皆さんや様々なまちづくりの主体が責任と役割を分担し、連携・協力してまちづくりに取り組むことによって、みんなで力を合わせ地域課題の解決を図ることができます。

なぜ「協働のまちづくり推進条例」が必要なの？

条例制定の背景

■地方分権の進展

近年、地方分権が進み、地方の実情にあった特色あるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんにまちづくりに参加してもらい、市の施策に市民の皆さんの意見や考えを反映させていく必要があります。

■少子高齢化と市民ニーズの複雑多様化

社会情勢の変化に伴う急速な少子高齢化の進行や市民ニーズの複雑多様化によって、これまでのように行政だけで公共サービス全てを担っていくことが難しくなりつつあります。

■地域コミュニティの衰退

ライフスタイルや価値観の多様化によって地域への関心と意識の希薄化が進み、これまで地域コミュニティが果たしてきた役割が低下してきています。

こうしたことから、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業者、市といったまちづくりの主体が協働のまちづくりのルール（条例）を共有し、それぞれの責任と役割を分担し連携・協力を深め合いながら、協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

■これからの協働のまちづくりのイメージ

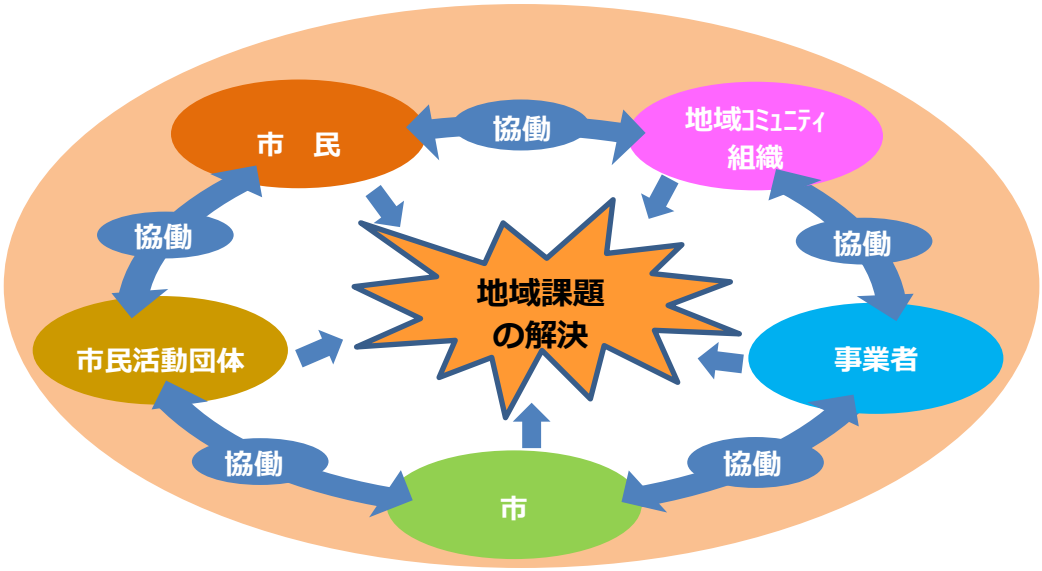

条例制定によって期待される効果は？

この条例の制定によって協働の主体である市民と市との協働のまちづくりが推進されることで、次のような効果を期待することができます。



協働の主体が連携・協力することでいろいろな効果が生まれるのね。

協働のまちづくりの推進において市民全体で共通目標と基本的な姿勢を共有化することができます！

これまでの本市の協働のまちづくりの取り組みに基づく協働のまちづくりの基本理念と基本原則、市民と市が担う役割を条例という形で明確にすることにより、市民全体で協働のまちづくりに向けた共通目標と基本的な姿勢の共有化を図ることができます。

地方分権に対応した市民参加型のまちづくりが推進されます！

市民参加の仕組みを条例に定めることで、市民参加のまちづくりの推進が図られ、市政に対する市民の関心や意識が高まり、開かれた市政運営につながります。

地域コミュニティの活性化において目指す姿・役割と地域住民の基本的な姿勢が明確になります！

協働のまちづくりの推進母体となる地域コミュニティ組織の目指す姿・役割に加え、地域住民の基本的な姿勢と市の地域コミュニティへの支援を条例で明らかにすることで、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向けた取り組みが推進されます。

市民活動促進のための目指す姿・役割と基本的な姿勢が明確になります！

協働のパートナーであるボランティア団体をはじめとする市民活動団体の役割や市の市民活動への支援を条例で明らかにすることで、さらなる市民活動の活性化に向けた取り組みが推進されます。

２　条例の構成と概要

協働のまちづくり推進条例は、前文と８つの章、２３の条文で構成されています。

この条例では、協働のまちづくりの基本理念と基本原則、協働の主体となる市民や市などの役割や市民参加による協働の推進のための仕組みなどについて明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化と市民活動の促進による住民主体のまちづくりのルールなどが定められています。

前　文

この条例が制定された背景や協働のまちづくりの必要性、まちづくりに対する市民の思いなどが述べられています。

第１章　総　則

第１条　目　的　この条例の制定の目的を定めています。

第２条　定　義　この条例で使用している重要な言葉の意味を定めています。

第３条　基本原則　協働のまちづくりを進めていくうえで重要となる４つの基本原則を定めています。

- 対等の原則
- 相互理解の原則
- 情報共有の原則
- 市民参加の原則

第２章　市民の役割

第４条　市民の役割　協働のまちづくりにおいて市民が担う役割を定めています。

第３章　市の役割

第５条　行財政運営　協働のまちづくりにおいて市が取り組むべき行財政運営のあり方について定めています。

第６条　職員の意識及び能力の向上　協働のまちづくりにおける職員の意識や能力向上を図るために、市や職員が担う役割について定めています。

第４章　協働の推進

第７条　情報の共有　市民と市とのまちづくりに関する情報共有のあり方について定めています。

第８条　市の説明責任　市民に対する市の説明責任と応答責任について定めています。

第９条　市民参加の機会の確保　開かれた行財政運営に向けた市民参加の機会の確保について定めています。

第10条　市民参加の対象　協働のまちづくりに係る市民参加の対象範囲について定めています。

第11条　市民参加の方法　アンケート調査など市民参加の具体的な方法について定めています。

第12条　市民参加の公表　市民参加の実施内容の公表について定めています。

2　条例の構成と概要

第５章　地域コミュニティの活性化

第 13 条　地域コミュニティ組織の役割
地域コミュニティの活性化を図るために地域コミュニティ組織が担う役割について定めています。

第 14 条　地域コミュニティ組織への参加等
地域コミュニティ組織の活動への市民の参加・協力について定めています。

第 15 条　地域コミュニティ組織への支援
地域コミュニティ組織に対する市の支援について定めています。

第 16 条　事業者の役割
事業者の地域コミュニティへの参加・協力などについて定めています。

第 17 条　人材育成
地域活動を担う人材と地域社会を担う次世代の育成について定めています。

第６章　市民活動の促進

第 18 条　市民活動団体の役割
市民活動の促進を図るうえで市民活動団体が担う役割について定めています。

第 19 条　市民活動への支援
市民活動団体への市の支援について定めています。

第７章　条例の位置付け及び見直し等

第 20 条　条例の位置付け
この条例が協働のまちづくりの基本原則であることを定めています。

第 21 条　条例の見直し
この条例の見直しの仕組みについて定めています。

第 22 条　附属機関の設置
この条例の運用状況の評価の仕組みについて定めています。

第８章　雑則

第 23 条　委任

条　例　の　ポ　イ　ン　ト

その１ 協働の基本原則を定めました！（第３条）

協働のまちづくりという同じ目標に向かって市民の皆さんと市が一緒に取り組みを進めていくためには、具体的な進め方を共有する必要があります。

この条文では、協働のまちづくりを推進するうえで重要となる、市民の皆さんと市が共有すべき４つの基本原則を明らかにしています。

（１）対等の原則

市民と市は、対等な立場で協働のまちづくりを進めます！

（２）相互理解の原則

市民と市は、お互いに理解し合い信頼関係を築きます！

（３）情報共有の原則

市民と市は、まちづくりに関する情報を共有します！

（４）市民参加の原則

協働のまちづくりを市民参加によって進めます！

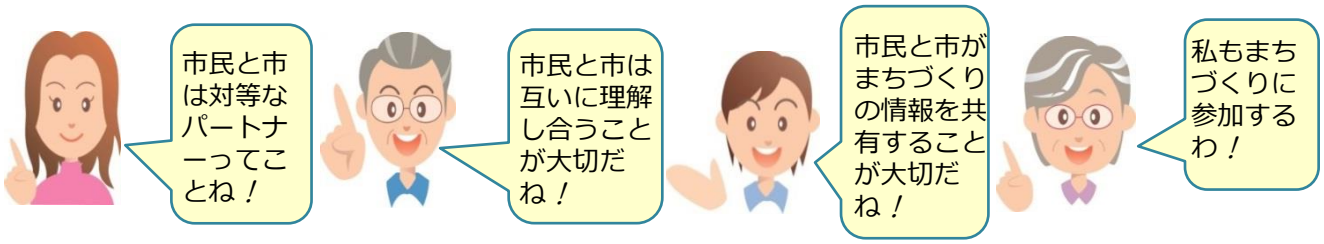

その２ 市民の役割を定めました！（第４条）

市民の皆さんが自主的に参加・協力し、地域課題の解決に取り組むことが協働のまちづくりの推進にとって大きな原動力となることから、市民の皆さん一人ひとりが、自主的に主体性を持って行動する市民の役割について定めました。

- **市民は、協働のまちづくりに自主的に参加・協力します。**
- **市民は、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに必要な情報を収集します。**
- **市民は、お互いに協力して、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に取り組みます。**



【市民】とは

この条例では、大牟田市に関わりのある幅広い人々に協働のまちづくりの担い手となってもらうために、市内居住者だけではなく、市内に通勤・通学している人を含め「市民」としています。

その３ 市の役割を定めました！（第５条・第６条）

協働のまちづくりの推進において、市が行財政運営の全般にわたって果たす役割と主体的に市民の皆さんと協働できる職員の育成を図るために、市と職員自身が担う役割について定めました。

効果的・効率的な行財政運営を推進します！

- **市は、効果的・効率的な行財政運営を行い、質の高い市民サービスの提供を推進します。**
- **市は、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を実施します。**
- **市は、市民のニーズを的確に把握し、施策に反映させます。**
- **市は、市民との信頼関係を築き、公平・公正な行財政運営を行います。**



職員の意識と能力の向上に取り組みます！

- **市は、協働のまちづくりにおける職員の職務能力の向上に取り組みます。**
- **職員は、市民との協働を進めるための意識の醸成と資質向上に取り組みます。**

その４ 協働の推進の仕組みを定めました！（第７条−第 12 条）

まちづくりの主役は市民であることを実感できる市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報共有のあり方や市政への市民参加の仕組みについて定めました。

情報の共有を推進します！

- **市民と市は、まちづくりに関する情報の共有を推進します。**
- **市民は、お互いにまちづくりに関する情報の共有を推進します。**
- **市は、市民に対しまちづくりに関する情報の提供を推進します。**



まちづくりへの市民参加を推進します！

市民参加の対象となる事項

（１）市の基本的な計画や方針などの策定に関すること

市の総合計画など市の政策全般に関わる重要な計画などが対象になります。

（２）市の基本的な方針を定める条例の制定や改廃に関すること

この協働のまちづくり推進条例など市政全般に関わるもので、全市民が理念などを共有すべき条例が対象になります。

（３）市民などに義務や制約を求める条例の制定や改廃に関すること

火災予防条例など市民に一定の制約や義務を課す条例が対象になります。

※地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料の徴収に関するものは含みません。

（４）市民生活に大きな影響がある制度の導入や改廃に関すること

資源物の分別回収（リサイクル）に関する制度など市民に労力や負担を求めるもので、市民の理解と協力を必要とする制度が対象になります。

（５）公共施設の設置に関する計画などの策定や変更・廃止に関すること

多くの市民が利用する公共施設の設置計画などに関するものが対象になります。

まちづくりへの市民参加の方法

パブリックコメント

市が作成する重要な計画・条例案などに対して、市民の皆さんの意見を募集する方法です。

アンケート調査

無作為に抽出された市民の皆さんに、市が行う調査に回答してもらう方法です。

ワークショップ

参加者が意見交換や共同作業を行い、特定の課題を解決するための考え方をまとめる方法です。

説明会

市民の皆さんに市の政策などを直接説明し、意見交換をする方法です。



実際の募集方法や実施時期などは、それぞれの事業を実施する担当課が「広報おおむた」や市のホームページでお知らせします。

公聴会

市が公表した政策などの案に対して、市民の皆さんが公開の公聴会で意見を述べる方法です。

審議会等

市が作成する重要な計画・条例案などを審議する委員会などの委員として、意見などを求める方法です。

その５ 地域コミュニティの活性化を図ります！（第 13 条−第 17 条）

地域コミュニティの形成を促進し、地域住民の皆さんが協力して主体的に身近な地域課題に取り組むことによって地域課題の解決力を向上させ、住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられる地域社会を実現するため、地域コミュニティの活性化の仕組みを定めました。

地域コミュニティ組織が担う役割を定めました！

- **校区まちづくり協議会は、地域コミュニティの形成を促進するため主体的に活動します。**
- **校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織は、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。**
- **校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織は、市民に活動内容が理解されるよう取り組みます。**

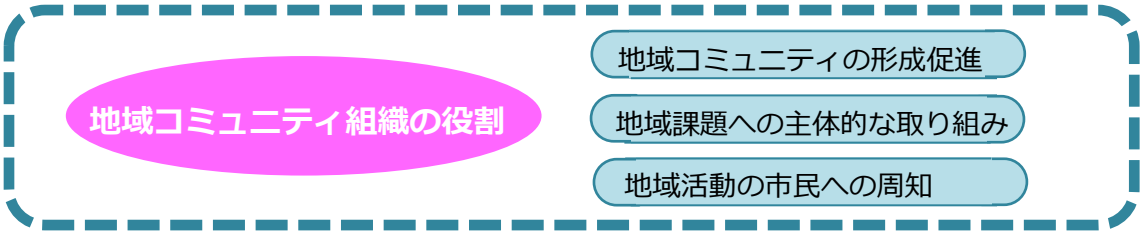

地域コミュニティ組織への市民の参加を推進します！

- **市民は、校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織の活動への理解を深め、その活動に参加・協力します。**

※地域コミュニティ組織への参加・協力は市民の皆さんの自主性によるもので強制ではありません。



市は、地域コミュニティ組織の活動を支援します！

- 市は、地域コミュニティ組織の活動の重要性を周知啓発します。
- 市は、校区まちづくり協議会の活動拠点となる校区コミュニティセンターの整備を推進します。
- 市は、地域コミュニティ組織への支援を行います。

地域を担う人材を育成します！

- 地域コミュニティ組織と市は、連携・協力して地域活動を担う人材と将来の地域社会を担う次世代の育成に取り組みます。

その６ 市民活動の促進を図ります！（第 18 条・第 19 条）

ボランティア団体をはじめとする市民活動団体の自主的・自発的な公益性のある社会貢献活動を活性化し、協働のまちづくりの実現を図るため、市民活動促進の仕組みを定めまし

市民活動団体が担う役割を定めました！

- 市民活動団体は、まちづくりに貢献するよう努めます。
- 市民活動団体は、団体の活動について情報発信に努めます。
- 市民活動団体は、市民や市などとの連携・協力に努めます。

※市民活動団体とは、自主的・自発的に公益性のある社会貢献活動を行う団体のことをいいます。

市は、市民活動を支援します！

- 市は、市民活動団体と対等な関係で連携・協力し、市民活動団体の交流促進を推進します。
- 市は、市民活動団体への情報提供を行い、市民活動団体の活動の周知啓発を進めます。
- 市は、市民活動団体の活動拠点の機能の充実を推進します。
- 市は、市民活動団体への支援を行います。

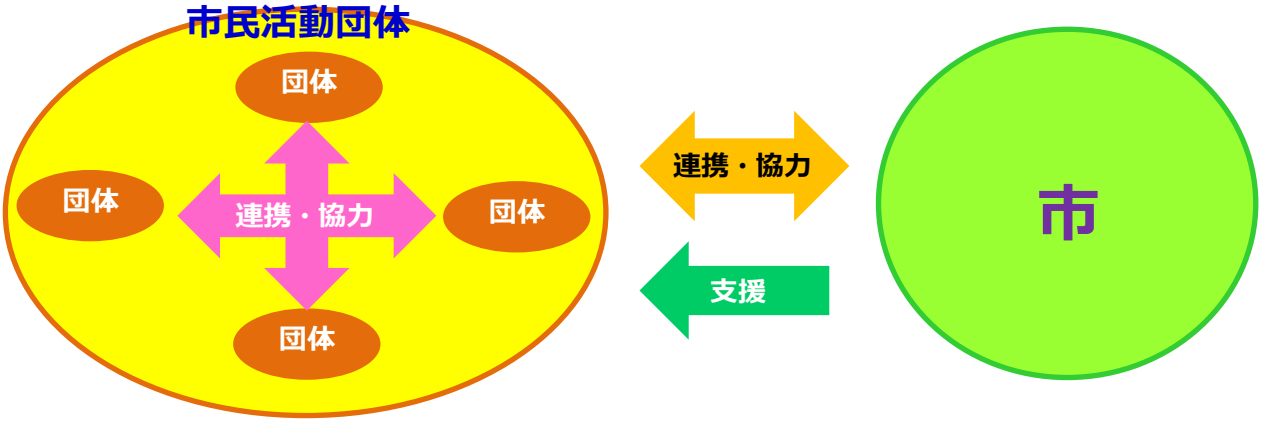

大牟田市協働のまちづくり推進条例（全文）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　市民の役割（第４条）
第３章　市の役割（第５条・第６条）
第４章　協働の推進（第７条－第１２条）
第５章　地域コミュニティの活性化（１３条－第１７条）
第６章　市民活動の促進（第１８条・第１９条）
第７章　条例の位置付け及び見直し等（第２０条－第２２条）
第８章　雑則（第２３条）

前　文

私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた燃ゆる石のふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。

私たちは、先人たちが努力と苦労によって築き上げてきた歴史と文化、伝統やユネスコの世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産などの地域資源を次世代に継承し、自らの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田のまちを築くため、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。

今日、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進み、地域への関心の希薄化によるコミュニティの衰退等、まちづくりを進めていくうえで様々な課題が生じています。

こうした時代の変化に的確に対応していくために、市民と市がそれぞれの役割を分担するとともに、自らの意志に基づき主体的に行動しながら共に力を合わせ、協働のまちづくりの取組を進めていくことが求められています。

私たちは、この協働のまちづくりを通して人づくりを行い、地域の絆を深めながら、全ての市民が安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図るとともに、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、ふる里として誇れるまちをつくり上げていかなければなりません。

そこで私たちは、この基本理念に基づき、まちづくりの主役は市民であることを実感できる協働のまちづくりを推進し、わがまち大牟田の将来にわたる地域社会の発展を目指し、ここに大牟田市協働のまちづくり推進条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、心豊かで活気と魅力のある地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

(2)　市民等　市民並びに市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。

(3)　事業者　市内において営利を目的とする事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4)　協働のまちづくり　市民等及び市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、及び協力し合うことによって、自助、共助及び公助の取組による住み良い地域社会を創造することをいう。

(5)　地域コミュニティ　地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域の事柄に取り組む地域社会をいう。

(6)　地域活動　地縁を基礎として組織された団体である地域コミュニティ組織が、地域の公共の課題の解決や地域の活性化を目的として主体的に取り組む活動をいう。

(7)　市民活動　市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動（宗教、政治又は選挙を主たる目的とする活動を除く。以下同じ。）をいう。

（基本原則）

第３条　市民等及び市は、対等な関係で役割を分担しながら連携・協力を行い、協働のまちづくりを進める。

２　市民等及び市は、相互理解に努め、信頼関係を深めるとともに、連携・協力関係を築き上げる。

３　市民等及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供し、情報の共有を行う。

４　市民等及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働のまちづくりへの市民参加を推進する。

第２章　市民の役割

第４条　市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。

２　市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得るよう努めるものとする。
３　市民は、自らの住む地域に関心を持つとともに、お互いの立場を理解し、連携・協力を図り、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。

第３章　市の役割

（行財政運営）

第５条　市は、協働のまちづくり及び質の高い市民サービスの提供を推進するため、効果的かつ効率的な行財政運営に努めるものとする。
２　市は、協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を効果的に実施するものとする。
３　市は、社会状況に応じて市民等の意向、意見等を的確に把握し、協働のまちづくりの施策に反映させるよう努めなければならない。
４　市は、公平、公正な行財政運営を行い、市民等との信頼関係の向上に努め、協働のまちづくりを推進しなければならない。

（職員の意識及び能力の向上）

第６条　市は、職員が協働のまちづくりの推進について認識を深め、市民等とともに積極的な取組を行うよう、職務能力の向上のため、職員に対する啓発及び研修を実施しなければならない。
２　職員は、協働のまちづくりを理解し、地域活動や市民活動に対して連携・協力及び実践を行うことができるよう、意識の醸成及び資質の向上のための自己啓発に努めなければならない。

第４章　協働の推進

（情報の共有）

第７条　市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を相互に発信及び収集をし、情報の共有を推進する。
２　市民等は、協働のまちづくりを推進するため、市民相互のまちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。
３　市は、市民等の協働のまちづくりへの参加が推進されるよう、市民等が求める情報を市民等に対し分かりやすく迅速に提供し、市民等と情報が共有されるよう努めなければならない。この場合において、市は、個人情報の適正な取扱いを確保しなければならない。

（市の説明責任）

第８条　市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明しなければならない。
２　市は、協働のまちづくりに関する市民等からの意見等の把握に努めるとともに、市民等の意見等に対し、迅速かつ適切に応えなければならない。

（市民参加の機会の確保）

第９条　市は、市民等の意見等が協働のまちづくりに反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、市民等の意見等を聴くための多様な市民参加の機会を設けなければならない。

（市民参加の対象）

第１０条　市民等は、市民参加の対象となる次に掲げる事項への参加に努めるものとする。
(1)　市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項
(2)　市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項
(3)　市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止に関する事項
(4)　広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項
(5)　広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定、変更又は廃止に関する事項

（市民参加の方法）

第１１条　市は、前条各号に掲げる市民参加の対象となる事項（以下「政策等」という。）について、次の各号に掲げる市民参加のいずれかの方法等により広く市民等の意見等を求めるものとする。
(1)　アンケート調査（政策等に対する市民等の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める方法をいう。）
(2)　パブリックコメント（政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見等を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。）
(3)　ワークショップ（市民等が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法をいう。）
(4)　説明会（市民等に対し政策等の内容又は市の考え方を直接説明し、市民等から広く意見等を求める方法をいう。）
(5)　審議会等（市の事務について調停、審査又は調査を行うために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見等を求める方法をいう。）

(6)　公聴会（政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見等の聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見等を求める方法をいう。）
(7)　その他市長が必要と認める方法
（市民参加の公表）
第１２条　市は、前条各号に掲げる方法等により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表しなければならない。
第５章　地域コミュニティの活性化
（地域コミュニティ組織の役割）
第１３条　校区まちづくり協議会は、地域住民相互の交流と支え合いを通して、地域コミュニティの形成促進に資する活動に主体的に取り組むものとする。
２　校区まちづくり協議会及びその他の地域コミュニティ組織（以下「校区まちづくり協議会等」という。）は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組むものとする。
３　校区まちづくり協議会等は、自らの活動について情報を発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。
（地域コミュニティ組織への参加等）
第１４条　市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を深め、その活動への参加又は協力に努めるものとする。
（地域コミュニティ組織への支援）
第１５条　市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区まちづくり協議会等の活動の周知啓発を推進するものとする。
２　市は、校区まちづくり協議会の活動拠点となる施設の確保及び整備を推進するものとする。
３　市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するための適切な支援策を推進するものとする。
（事業者の役割）
第１６条　事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。
（人材育成）
第１７条　校区まちづくり協議会等及び市は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動を担う人材の発掘と地域社会を担う次世代の育成に努めるものとする。
第６章　市民活動の促進
（市民活動団体の役割）
第１８条　自主的かつ自発的な公益性のある社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）は、その特性と専門性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。
２　市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めるものとする。
３　市民活動団体は、まちづくりの主体である市民等及び市との連携・協力に努めるものとする。
（市民活動への支援）
第１９条　市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携・協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進するものとする。
２　市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動の周知啓発を推進するものとする。
３　市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターの機能の充実を推進するものとする。
４　市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援策を推進するものとする。
第７章　条例の位置付け及び見直し等
（条例の位置付け）
第２０条　この条例は、協働のまちづくりの基本原則であり、市民等及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。
（条例の見直し）
第２１条　市は、必要に応じて、市民等の意見等を踏まえ、この条例の見直しを行うものとする。
（附属機関の設置）
第２２条　この条例に基づく協働のまちづくりの推進に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、附属機関を置くものとする。
第８章　雑則
（委任）
第２３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
付　則
この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

大牟田市協働のまちづくり推進条例ハンドブック
平成 27 年（2015 年）11 月発行

大牟田市 市民協働部 地域コミュニティ推進課
ＴＥＬ：0944-41-2614
ＦＡＸ：0944-88-8400
ホームページ：http://www.city.omuta.lg.jp